

ロシアにおける個人情報保護規制とその対策

－ 2022 年の法改正のポイント－

2023 年 2 月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

モスクワ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が当該分野に詳しい現地法律事務所に作成委託し、2022年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび当該法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび当該法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・モスクワ事務所

E-mail：RSM@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

1. 序論.....	1
2. ロシア国外での適用.....	1
3. 個人情報の越境移転.....	2
4. 個人情報の取り扱いへの同意に関する要件の変更点.....	3
5. 個人情報の取り扱いに関する通知(注).....	4
6. 個人情報取り扱いの委託.....	5
7. 社内規定.....	6
8. その他の変更点.....	6
9. 個人情報法変更の実務上の影響.....	7

本報告書は、2020年3月に発行した「[ロシアにおける個人情報保護規制とその対策](#)」の続編として、2022年7月の法改正の内容を追加的に解説したものである。ロシアの個人情報保護法の概要については、前述報告書を参照いただきたい。

1. 序論

2022年7月に成立した改正個人情報法（注1）（連邦法「『個人情報について』」（以下、「個人情報法（注2）」の改正について）は、ロシア連邦における個人情報管理に大きな変更をもたらした。ポイントは、個人情報の越境移転等の際のロシア側当局への事前通知が義務付けられたこと、個人情報処理についての届出義務の対象者の範囲が拡大したこと、ロシア国外で活動する外国法人にも個人情報法の適用範囲が広げられたことである。

改正の理由として本法案の提案者は、不特定多数からの無許可でアクセスされる現実（例えば個人情報漏洩事故、多くのロシア人の個人情報（住所、不動産、パスポート、航空券・鉄道切符購買情報など）（注3）を収集するさまざまなインターネット上のサービスの拡大など）から個人情報を保護する必要性を指摘する。

法案提案者はまた、それらのインターネット上のサービスは、a.主としてロシア連邦法の効力が及ばない外国企業が提供していること、b.連邦通信・IT・マスコミ監督局（ロスコムナドゾル。以下「通信監督局」）によると2,500以上の個人情報を取り扱うオペレーターがロシア国民の個人情報を、必要とされるべき個人情報保護対策を講じていない非友好国への越境移転を行っていたとも指摘している（注4）。

それらの問題の解決手段として、改正法は、個人情報を取り扱うオペレーターに対し情報漏洩等の事故の報告、およびロシアの情報リソースへの攻撃に対する国の通報・予告・対応結果報告システムとの常時接続を義務付けた。

そのほか、行政機関による個人情報関連の問い合わせに対するオペレーターの回答期限の大幅な短縮、個人情報取得対象者の範囲および個人情報取り扱いに係るオペレーターの義務の拡大も規定された。

2. ロシア国外での適用

改正法では、契約に基づき、または本人の同意を得てロシア国民の個人情報を取り扱う外国企業および外国人も対象とする条項が追加された（注5）。これは、改正法で求められるすべての要件は、外国人・外国企業がロシア国民の個人情報を取り扱う場合、当該外国人・法人がロシア国内に所在しない場合でも順守する必要がある（ロシア国外での活動に対しても同法が適用されうる）ことを意味する。

（注1）連邦法第266-FZ号「連邦法『個人情報について』、およびその他のロシア連邦法令の変更、ならびに連邦法『銀行および銀行活動』第30条14項の失効について」（2022年7月14日付）

（注2）連邦法第152-FZ号「個人情報について」（2006年7月27日付）

（注3）法案「連邦法『個人情報について』および個人情報保護にかかるその他のロシア連邦法令の変更について」捕捉説明書

（注4）注3に同じ。

（注5）個人情報法第1条1.1項

文字どおりの解釈では、本規定は旅行・運輸サービス提供、宿泊サービス提供、オンラインショップ運営に関係する外国企業、およびロシア国外に本拠地を持つソーシャルネットワーク・サービス（SNS）、オンラインゲーム、その他のインターネット・サービスを提供する事業者に適用されると解釈される。従って通信監督局は、これらの外国企業に対しても関連書類および情報に関する照会を行い必要な指示を出す権限を有する。

3. 個人情報の越境移転

2023年1月1日以降、個人情報の越境移転に関し、抜本的な改正が行われた。個人情報を取り扱うオペレーターは、個人情報をロシア国外に移転する場合、それに先立ち通信監督局に対し、情報を移転することを事前に通知することが義務付けられた（注6）。

通信監督局への通知を行う前に、オペレーターは個人情報の越境移転先となる外国人・外国法人から、a.それらの外国人・外国法人が講じる個人情報保護対策および個人情報の取り扱いを停止する際の条件に関する証明書、b.当該国（個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約（欧州評議会条約第108号）加盟国または上記条約の加盟国ではないが、個人情報取得対象者の権利が適切に保護されていると認められた国（以下、「個人情報保護措置適切国」（注7）を除く）の個人情報保護に関する法規制関連情報、c.データを受け入れる外国人・外国法人のコンタクト先を入手する必要がある。また、通信監督局から照会があった場合、オペレーターはそれらの情報を提出しなければならない。

通信監督局に対する通知は、責任者の署名が入った紙または電子媒体で提出する必要がある。

通知は以下の項目を含む必要がある。

- ・ オペレーターの社名（個人の場合は姓・名・父称）および所在地、個人情報取り扱い通知番号および取得日
- ・ 個人情報取り扱い者名（法人名、および同社責任者の姓・名・父称）、連絡先電話番号、郵便送付先住所、メールアドレス
- ・ 個人情報の越境移転およびその後の個人情報取り扱いに関する法的根拠と目的
- ・ 越境移転する個人情報のカテゴリー（注8）とリスト
- ・ 個人情報取得対象者のカテゴリー、移転する個人情報
- ・ 個人情報の越境移転先となる外国一覧
- ・ 個人情報の越境移転先となる外国、外国人・外国法人の個人情報取り扱い時の秘密保持および個人情報取り扱い時の保護対策にかかるオペレーターによる順守状況評価実施日

（注6）個人情報法第12条3項

（注7）通信監督局規定第128号「個人情報取得対象者の権利が適切に保護されている外国一覧の承認について」（2022年8月5日付）

（注8）改正法には明確な定義は記されていない。他方で、政府決定第1119号「個人情報の取り扱い時における個人情報保護要件の承認について」（2012年11月1日付）別表（第5項）で取り扱いに特別な留意を要する情報として①人種・民族、思想信条・宗教、健康状態、私生活、②生体情報、③個人情報法第8条に定められる公開情報からのみ得られたもの、④前項を除くその他の情報——の4カテゴリーが規定されており、それが準用される。

「個人情報法」ではすべての外国は二つのカテゴリーのいずれかに含まれる。第1のカテゴリーには、上述の欧州評議会条約大108号加盟国、および同条約には加盟していないが個人情報保護措置適切国と認められた国が該当する。2023年3月1日に発効する個人情報保護措置適切国リストの改定版（注9）は、旧版と比較しロシアと関係が深い国、例えば中国、インド、キルギスなどが追加されている。第2のカテゴリーは、第1のカテゴリーに含まれないすべての国が該当する。

通信監督局は10労働日の間に申請を審査する。上述の第1カテゴリーに該当する国に向けては、審査期間中に個人情報の越境移転をすることが可能である。

通信監督局はこの際、以下の項目の保護を目的として、個人情報の越境移転を禁止または制限する権利を有する。

- ・ ロシア連邦の憲法制度
- ・ 国民の公衆道徳、健康、権利および法的利益
- ・ 国防・国家安全保障
- ・ ロシアの経済的・金融的利益
- ・ 外交的手段等を通じた国民の権利・自由・利益の保護、国家主権、安全保障、領土の一体性、その他ロシア連邦の国際社会での利益

申請が通信監督局に到着し、審査が行われる10日間で当該個人情報の越境移転の禁止または制限の決定がなされない場合、第2カテゴリーの国々に向けての移転も可能となる。

これまでに個人情報の越境移転を行ったことがあり、それを継続している企業は、2023年3月1日までに通信監督局に対し改めて個人情報の越境移転の実施を通知しなければならない。通信監督局は、公式ウェブサイトにて通知の様式のサンプルを掲載している（注10）。

4. 個人情報の取り扱いへの同意に関する要件の変更点

改正法においては、個人情報取り扱いへの同意に関する従来の要件（具体性、情報接触性、自覚性）に、対象性および明白性が追加された（注11）。この概要を定める際、これらの用語の実際の意味に関する公式の説明は存在しなかった。

場合によっては、「対象性」という単語は「個人情報の取り扱いは、一つの目的に対して個別に取得しなければならない」と解釈しうるかもしれない。言い換えれば、以前の経験（いくつかの用途を想定した個人情報 possible の包括的な同意の取得）は改正法とは合致しなくなる可能性もある。

（注9）通信監督局規定第128号「個人情報保護措置適切国のリストの承認について」（2022年8月5日付）別表。日本は「適切国」に含まれる。

（注10）通信監督局ウェブサイト（ロシア語）

<https://pd.rkn.gov.ru/cross-border-transmission/form/>

（注11）個人情報法第9条1項

2022年12月現在、インターネット・プロバイダーの中にはこれまでの対応を変えつつあるところが出てきている。例えば、ホームページに個人情報の取り扱いに関する同意を求める内容を掲示し、三つの目的を明示しそれぞれにチェックボックスを設けるなどである。

明白性は、個人情報取得対象者の対場は個人情報の取り扱いに同意したとしかみなせないこと、と言い換えられる。インターネット・サイトのユーザーの「事実上の黙示契約」（例えば、画面に「閲覧の継続は個人情報の取り扱いに同意したとみなす」との表示が出て以降の閲覧の継続）が明白性の原則に合致するかについては、引き続き明確な解釈が確立できない部分である。

これらの解釈に対する公式の説明がない現状では、チェックボックスにユーザー自らチェックを入れさせることは、単に閲覧継続をもって個人情報取り扱いへの同意とみなすことに比べ、プロバイダー側にとってより安全な対応方法である。

5. 個人情報の取り扱いに関する通知（注12）

改正個人情報法は事実上、当該企業の従業員、個人である取引先およびその他いくつかの κατηγοリーを除き、個人情報を取り扱う企業による通信監督局への通知義務を免除する規定を除外した。改正個人情報法の発効後に通信監督局への通知が不要となるのは、国の情報システムによる取り扱い、手動での取り扱い、あるいは輸送・交通の安全を目的とするものに限定される。これらのいずれかに該当しない場合、すべての企業は通信監督局に対し個人情報取り扱いの意向を通知する必要がある。またこの通知を行うことにより、企業は通信監督局が作成する個人情報取り扱い企業のリストに記載される。

改正個人情報法の規定に準じた新しい通知の様式は、2022年12月26日から適用されている（注13）。主な変更点は、個人情報を取り扱うそれぞれのケースで、a.取り扱い手段や法的根拠、b.取り扱い情報のカテゴリー、具体的対象項目、個人情報を用いて何がなされるか——を示すことが必要になった点である。

個人情報取り扱いの意向申請には、次の項目が含まれなければならない。

- ・ オペレーター情報（会社名、税務登録番号（INN）、国家統一基本番号（OGRN）、会社所在地を含む）
- ・ 個人情報取り扱いの目的
- ・ 上記目的により取り扱われる個人情報のカテゴリー
- ・ 上記目的により取り扱われる個人情報の取得対象者のカテゴリー
- ・ 上記目的による個人情報取り扱いの法的根拠（複数の場合あり）（注14）
- ・ 上記目的により取り扱われる個人情報の用途
- ・ 上記目的による個人情報の取り扱い方法
- ・ 個人情報保護の手段の説明

（注12）個人情報法第22条

（注13）通信監督局規定第180号「個人情報取り扱いの意向通知、同通知に含まれる項目の変更、個人情報取り扱いの停止にかかる通知の様式の承認について」（2022年10月28日付）

（注14）個人情報法の条文のほか、雇用者にパスポート等を提出する義務が記載される労働法の規定等がある。

- ・ 個人情報取り扱い責任者（複数人の場合あり）の情報、電話番号、郵便の宛先、E-mail アドレス
- ・ 個人情報の取り扱い開始日
- ・ 個人情報取扱期間または取り扱い終了の条件
- ・ 個人情報の越境移転の有無
- ・ ロシア国民の個人情報を補完するデータベースの所在地
- ・ 公的情報システムに保存される個人情報へのアクセス権を有する者、また契約に基づき個人情報を加工する者の情報
- ・ 個人情報保護に関する情報

6. 個人情報取り扱いの委託

本改正では、個人情報を取り扱うオペレーターが、第3者に対し取り扱い（情報の加工）を委託する場合の規定に変更が加えられた。

改正前は、オペレーターは委託先による個人情報の取得対象者の権利侵害に責任を負い、委託先はオペレーターに対し責任を負うことになっていた。改正個人情報法では、委託先の責任は委託先が外国人（法人）であるか否かで異なる。

委託先が外国人（法人）である場合、個人情報を取り扱うオペレーターおよび委託先は、ともに個人方法取得対象者に対しての責任を負う（注15）。

委託先がロシア国民（法人）である場合、個人情報取得対象者に対して責任を負うのは従来どおりオペレーターのみである（注16）。

ただし、個人情報法の改正により、個人情報の加工に関するオペレーターからの委託の内容に追加的な要件が定められたことで、個人情報を加工する委託先も個人情報に定められたすべての要件を順守することが必要となった（注17）。

その中には、委託先が個人情報を補完するデータベースの所在地はロシア国内であること、個人情報法第18.1条に定められるその他の規程（注18）の順守が含まれる。オペレーターが定める委託期間内、または個人情報の加工が始まるまでに、オペレーターは委託先に対し、それらを委託先が順守していることを証明する書類その他の情報の提出を求めることができる。

オペレーターが委託先に個人情報の加工を委託する場合、オペレーターは次の情報を委託先に提示しなければならない。

- ・ 個人情報リスト
- ・ 個人情報のロシア国内での保管（ローカリゼーション）規則の委託先による順守義務

（注15）個人情報法第6条6項

（注16）個人情報法第6条5項

（注17）個人情報保護に関する法令違反があった場合、オペレーターは法律上の責任を個人情報収集対象者に対して追う一方、委託先に対しては契約上の責任を追究することができる。

（注18）例えば、社内責任者の任命、社内規定の作成、従業員による社内規定の閲覧など。

- ・ 個人情報加工に際しての委託先による漏洩防止に対する技術的・組織的措置、および安全措置策定義務
個人情報法の改正により、個人情報加工の委託先は以下の義務を負うこととなった。
- ・ オペレーターの照会に応じ、委託先が個人情報法を順守していることを証明する書類と情報を提示すること。
- ・ 個人情報の加工に際して得た秘密を洩らさないこと。
- ・ 違法・貴職違反の、または個人情報の漏洩があった場合オペレーターに通報すること。

7. 社内規定

個人情報法第 18.1 条 1 項 2 号により、個人情報を取り扱うオペレーターは、個人情報の加工に関する方針（個人情報保護方針）を定義した書類、個人情報加工に関する書類、および関連法令違反の予防および違反発生時の公表手順、処理・対応策に関する内規の作成が必要となる。

個人情報法の改正に伴い、それらの書類には、個人情報取得対象者のカテゴリー、加工方法、個人情報の加工および保管の期間、業務目的の終了あるいは新たな法基盤の発効による個人情報の廃棄手順、加工させる個人情報の一覧を定義することが必要となった。

またオペレーターの義務に、個人情報保護方針や個人情報保護についての実現しうる要求事項に関する情報についての書類の公開、またはその他の手段による外部からのアクセスの担保が追加的に義務づけられた（注 19）。改正個人情報法は、個人情報保護方針は個人情報を収集するインターネット・サイトのすべてのページからアクセスできるようにすることを定めている。

8. その他の変更点

その他の個人情報関連規制の変更点には次のようなものがある。

個人情報の記載が必要になる契約書に、以下の内容を記載してはならない（注20）。

- ・ 個人情報の取得対象者の権利と自由に制限を加えること。
- ・ 未成年の個人情報取り扱いを定めること（他の法令で規定されている場合を除く）。
- ・ 個人情報取得対象者に行動を制限することを契約締結の条件とすること。

オペレーターが、自身の生体認証情報の提供を拒否することを理由としてその顧客にサービスの提供を拒否することは禁じられる。

個人情報の取得対象者および通信監督局からの問い合わせに対する回答期限が短縮された。個人上所得対象者による個人情報加工に関する問い合わせへの回答および当該情報へのアクセス権付与、また通信監督局の問い合わせへの回答期限は、従来の 30 日から 10 日に変更された（注21）。

（注19）個人情報法第 18 条 2 項

（注20）個人情報法第 6 条 1 項 5 号

（注21）個人情報法第 20 条 1、2 および 4 項

改正個人情報法では、あらゆる情報の収集者（商品販売者、サービス提供者、情報収集従事者）に対し、消費者が個人情報の提供を拒むことを理由に、契約を締結、履行、変更、または解除を拒否することを禁じた（契約の履行に個人情報が必要な場合、または法令により提出が求められる場合を除く）（注22）。

9. 個人情報法変更の実務上の影響

実務上の観点からは、これまで概観した個人情報法の改正は多くの企業にとって次のような影響を及ぼす。前述のとおり、本改正法の発効に伴い、事実上すべての企業は今後、個人情報取り扱いに関する通知を通信監督局へ提出する必要がある。

これまで企業の中には、個人情報取り扱いに関する通信監督局への通知、個人情報取り扱いオペレーター・リストへの登録、当該リストの情報の更新義務は、通知義務違反による罰金よりも多くの出費を強いるものであるとの見解に立つところがあった。個人情報法の改正により、このような考え方は個人情報の越境移転を行い、それを通信監督局に通知する必要がある企業にとっては完全に意味をなさないものとなった。というのも、越境移転に関する申請には個人情報取り扱いに関する申請内容を記載せねばならず、それがない場合には法令に則した提出とはならないためだ。

前述のとおり、これまで個人情報の越境移転を行い、また今後行う企業は、2023年3月1日までに通信監督局に対し個人情報の越境移転を行うとの通知を行う必要がある。

このほか、書類に記入する必要事項の変更に伴い、個人情報を取り扱うものは同意取得フォームの内部での確認を行い、改正法で求められる要件を満たす新たなものに改定する必要がある。

同様に、個人情報の関する社内の関連書類の監査を行い、必要な改訂を行うことが合理的である。少なくとも、個人情報取得対象者からの照会への回答期限、目的に応じた個人情報加工に関する詳細情報を改定しておく必要がある。

（注22）連邦法第 2300-1 号「消費者の権利保護について」（1992年2月7日付）第 16 条 4 項